

鈴鹿市 情報共有システム試行要領

1 趣旨

この試行要領は、ASP方式の情報共有システムを活用することで、受注者の建設現場等での生産性向上や、発注者の書類管理の負担等を軽減することを目的として、情報共有システムの試行に必要な事項を定めたものである。

本書において特に記載のないものは、鈴鹿市が定める最新版の「鈴鹿市 工事情報共有システム活用ガイドライン(案)」に基づき実施する。

2 用語の定義

① 情報共有システム

監督員および受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

② ASP(アプリケーションサービスプロバイダ)方式

情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という)が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

なお、鈴鹿市ではサーバー方式は利用不可とする。

3 試行対象

鈴鹿市および鈴鹿市上下水道局が発注する工事等(土木工事、設計業務等、公共建築工事、建築設計業務等)を試行対象とし、その旨を特記仕様書に記載する。

ただし、止むを得ない事情がある場合は、契約後、受発注者で協議し、対象外とすることができる。

4 対象書類

情報共有システムの対象となる書類は、最新版の「鈴鹿市 工事情報共有システム活用ガイドライン」による。

5 機能要件

使用する情報共有システムは、次の要件を満たすこと。

- ① 土木工事においては、国土交通省が定める最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」
- ② 設計業務等においては、国土交通省が定める最新版の「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】」
- ③ 公共建築工事、建築設計業務等においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編」

6 情報共有システム利用料金

情報共有システムの利用に係る費用(利用料金)の扱いは、以下のとおりとする。

- ・土木工事: 共通仮設費の率分に含む。
- ・公共建築工事、設計業務等、建築設計業務等: 各積算基準によるものとし、率分に含まれない場合は、当初設計には含まず、設計変更の対象とする。

なお、利用料金とは情報共有システムの登録料および使用料をいう。

7 情報セキュリティ対策

受発注者においては、最新のセキュリティ対策が講じられた端末を使用すること(ソフトウェアのアップデートおよびウイルスパターンの更新)。

8 文書管理

対象書類はシステム内で扱うこととし、原則として紙への印刷は行わない。

また、受注者は、使用した情報共有システムの工事書類等出力・保管支援機能により出力したものを、電子媒体に収めて工事完成時または監督員が求めた場合に提出する。

9 検査

情報共有システムを利用した案件の検査時の対応方法は、最新版の「鈴鹿市 工事情報共有システム活用ガイドライン(案)」による。

10 調査への協力

受注者は、監督員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。

11 留意事項等

本要領に定めのない事項およびこれにより難しい事項は、受発注者の協議により定める。

附 則

この要領は、令和6年9月1日以降の起案にかかるものから適用する。

この要領は、令和6年 11 月1日以降の起案にかかるものから適用する。